

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計
警察 本部	[略]				警察 本部	[略]			
	教育訓練者	<u>62</u>		<u>62</u>		教育訓練者	<u>71</u>		<u>71</u>
	[略]					[略]			
	計	<u>679</u>	[略]	<u>901</u>		計	<u>688</u>	[略]	<u>910</u>
警察 署	[略]				警察 署	[略]			
	大船渡	<u>86</u>	[略]	<u>90</u>		大船渡	<u>81</u>	[略]	<u>85</u>
	[略]					[略]			
	釜石	<u>80</u>	[略]	<u>93</u>		釜石	<u>75</u>	[略]	<u>88</u>
	宮古	<u>90</u>	[略]	<u>101</u>		宮古	<u>85</u>	[略]	<u>96</u>
	[略]					[略]			
計	<u>1,480</u>	[略]	<u>1,577</u>	計	<u>1,465</u>	[略]	<u>1,562</u>		
合 計	<u>2,159</u>	[略]	<u>2,478</u>	合 計	<u>2,153</u>	[略]	<u>2,472</u>		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。